

宇部市公文書等管理条例検討委員会（第2回） 会議録要旨

日時：令和6年1月29日 14時～15時

場所：本庁5階 第1委員会室

●委員の出席状況／全員出席

（傍聴者 1名）

●審議の流れ

- （1）宇部市公文書等管理条例（案）修正案の諮問
- （2）選別基準の諮問
- （3）その他意見

●審議概要

- （1）宇部市公文書等管理条例（案）修正案の諮問について

<事務局から、宇部市公文書等管理条例（案）修正案について説明>

質問①

条例第29条第7項について

議員からの意見で、条例第29条第7項の「委員会の会議は、これを公開しない」という規定を削除したということだが、公開しない場合の手続きや要件について定め、原則公開するが例外的に非公開にする、という方法が良いのではないか。議員も『非公開とすべきものもあると思いますが』とも言われており、恐らく、例外的に非公開としても良いのではないか、ということと思う。あるいは条例ではなくその下の規則等でそのことを規定することを検討されてはどうか。

質問①の回答

法律や他の自治体条例では、一般的に「原則公開」又は「非公開」といった規定はしていない。公開することで、個人情報の取扱に問題が生じるという場合も有り得るため、そういった場合はその部分は非公開にする、ということは運用上想定される。御指摘の件については、会議は状況に応じて非公開とすることができることを今後作成する規則など何らかの形で規定することで整理していきたい。

<決>

全会一致で、条例（案）修正案は可決された。

(2) 選別基準の諮問について

<事務局から、選別基準について説明>

質問①

指針(案) P.17の区分17(市史等)について、これから宇部市史を10年かけて編さんする予定だが、市の発行する刊行物は、重要なものが10年、ほかは5年の保存期間である。少なくとも市史は作るだけでも10年かかるため、保存期間が短いと思われる。些細なものでも、10年20年たてば非常に価値が出てくる可能性を考えると、少しでも長い保存期間が必要と思う。せめて10年とできないか。市史の区分に限らず、重要か重要でないかを判断するのは非常に難しいことであり、今後、適切な保存期間により保存されていくのかどうか、不安なところがある。

質問①の回答

保存期間が10年の文書については、保存期間満了前に、それが歴史公文書に該当しないかどうかを検討することになっているが、その時点では、それが歴史的に価値があるか分からないこともある。ただ、全ての保存期間を長くすると保管が大変になるという問題もある。保存期間満了前の確認の際に、適切な保存期間になっているのかどうか、その辺りも含めて確認するように各課に通知したい。

質問②

文書の保存期間を定める際に参照する文書保存期間標準表について、特に重要なもの・重要なもの・軽易なもの等の大枠の基準が分かれている。例示に当てはまるものについては標準表を見ればわかると思うが、この例示にあてはまらないものは、重要か特に重要かといった判断をどうやって行うのか。何か規範のようなものを作成する予定はあるか？

質問②の回答

既存の文書取扱規程にも軽易、重要、特に重要といった区分があるが、現状は例示も無い状態で各課が判断している。それを、今回作成した指針(案)では、各課の保存状況や内容を確認したり各課にどういった例示があれば良いかを聞いたりしながら、少しでも分かりやすいように例示を作成している。何をもちょう重要とするのかの判断の部分は難しいと思われるが、一律に規定することも難しいため、運用していく中で、また見直していくこととなる。また、先ほど話があったように、文書作成時は5年保存で良いと思ったものが何年か経つと重要なものになる可能性もある。5年経ったので何も見ずに廃棄するというのではなく、内容も改めて確認し廃棄するというのを、各課の職員には示したいと思う。

質問③

既存の文書取扱規程では保存期間を1, 3, 5年…としている文書について、今回の見直

しで新しい基準で考えて保存期間を決めていこうとすると、例えば今までは5年保存としていたが今回改めて考えたら5年はやめよう、といったように基準が変わってくる可能性があるか。

質問③の回答

今の段階では、各課に調査してこの新しい文書保存期間標準表で良いかどうか確認して決めている。今後、特定歴史公文書として保存・移管していく過程の中で、何年か経過した後には表の内容を見直すことは有り得る。

<決>

全会一致で、選別基準（案）は可決された。

(3) その他意見

意見①

条例の制定は、宇部市にとっても山口県の市町にとっても先駆的なものになると思う。その制定に関わることは名誉であるし誇りをもって取り組みたいと思う。ただし、条文としては非常に優れたものが出来上がったと見えるかもしれないが、公文書保管そのものについては不十分である。公文書館も持たない。アーキビストも置かない。それをどうカバーするかを、まさに、この選別基準で判断しないといけない。

せめて、専門家の認証アーキビストを将来的に置くということをやっていただかないと、近い将来きっと色々な問題で齟齬が起きる。各課によって全部解釈が違って、各課で残った文書を横並びでみたらバラバラだったと、そういうことが起きるかもしれない。人件費、財政難、人手不足といった問題の中で、無理な話かもしれないが、公文書の価値が増せば増すほど、アーキビストを設置する、専門部署や専門家を置く、これらの重要性について、社会的価値観の変化で比重が重くなっていくことも十分想定できる。将来的にはそういう形で対応したいと、そういう意見が出たということ、記しておいていただきたい。

意見②

条文は良いと思うが、実際にこれで動けるかという点、各課で、これは重要だから5年、これはそうでもないから1年としていた担当者が異動した時に、次の人たちの基準は、最初は前例に倣ってやっていくと思うが、どこかで変わったりとか、ずれが生じていくのではないかという点が気になった。

今日は選別フロー図の話はなかったが、一次選別、二次選別と経ていく中で、時代に応じてずれていくことがあるかと思うので、内規的なところで、こういうものは1年、5年、という基準を作って、それを都度、時代に合わせて見直していくことをされたら良いと思う。

また、特定歴史公文書を廃棄するとき、一旦特定歴史公文書として認定された文書について、本当にそれをずっと残していくのか見直すトリガーというのが、今の規定では市長が廃棄しようとするときは委員会に諮って廃棄するというところだけになっているので、この辺りも実際にはどうなっていくのかというところが少し気になる。

今後の細かい運用の部分は、フローを見ていったときにちゃんと流れるのかというところを確認すると良いと感じる。

意見①②の回答

指針 P.4 にフロー図があって、一次選別でまず所管課が廃棄するか延長するか、というところを判断し、もう少し残したいというときは二次選別の総務課には進まずに、また所管課に戻って、10年を30年に延ばすこともできる。

所管課が廃棄していいと判断したときに、総務課が二次選別で全体の廃棄分を確認し、その中で、課によるバラつきをならして、廃棄して良いかどうかを判断する。

その次にこの委員会に諮り意見等を聞く、という形で全体として標準的な基準は作っていかうと思うので、そういった形で文書の保存の統一性を図っていきたい。